平成３０年（フ）第１５７９号
東京都板橋区成増３丁目10―12―205
債務者　樋口奈津子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　佑果
4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７２１号
東京都世田谷区野毛３丁目14―３　多摩ハイツＡ棟102
債務者　水　　道夫
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶谷　幸彦
4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６号
宮崎県都城市天神町１街区20号
債務者　新村　大作
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
北九州市八幡東区枝光１丁目５番２号
債務者　田中　照俊
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣重　純理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１０９号
北九州市戸畑区高峰２丁目１番14号
債務者　田中　義雄
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣重　純理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５０号
三重県三重郡川越町大字豊田322番地１　グレイスコンフォース　303
債務者　渡邉佐知子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１４６号
福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1316番地４
債務者　池田　瑠璃
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４５号
群馬県富岡市下黒岩979番地５
債務者　瀧口　政徳
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第９５０号
大阪市港区市岡元町１丁目８番５―303号
債務者　ヤマダ技研こと　山田　行孝
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２号
兵庫県加東市下滝野２丁目７番地　㈲六岡建設寮
債務者　別府　正和
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第１４０号
仙台市泉区高森４丁目２番地の511
債務者　曳地　正浩
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　聡志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５９号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田385番地１　プラシードハウスＡ棟４号
債務者　平山　達也
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤巻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６８号
大津市国分１丁目１番３号　ハイツメイトク207号
債務者　内田　哲夫
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４３０号
大阪市西淀川区野里３丁目３番38―407号
債務者　松谷　辰彦
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９４９号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目１番７号
債務者　大藪　紀之
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５６号
大阪市城東区今福南４丁目３番59号
債務者　山仲　晶夫
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幾波　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部